（指定申請書の提出）

第二百十六条の四　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（指定申請書の添付書類）

第二百十六条の五　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第五号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　法第百十八条第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第二百十六条の十二第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第百十八条第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第六号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第二百十六条の三第一項第二号の規定により全ての共済事業実施組合に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　全ての共済事業実施組合に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　（略）

3　法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第七号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三　（略）

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五　役員が法第百十八条第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　（略）

七　紛争解決委員（法第百二十一条第一項において準用する保険業法第三百八条の四第一項に規定する紛争解決委員をいう。以下同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この項及び第二百十六条の十五において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八・九　（略）

（共済事業に関連する事業）

第二百十六条の六　法第百十八条第五項第三号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一～四　（略）

（指定申請書の提出）

第二百十六条の四　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の指定申請書は、業務規程等を交付し、又は送付した日から起算して三月以内に提出しなければならない。

（指定申請書の添付書類）

第二百十六条の五　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第五号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　法第百二十一条の六第一項の申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表、収支計算書若しくは損益計算書及び当該事業年度末の財産目録又はこれらに準ずるもの（同項の規定による指定を受けようとする者（第三項において「申請者」という。）が当該申請の日の属する事業年度に設立された法人（同条第一項第一号に規定する法人をいう。第二百十六条の十二第三項第三号において同じ。）である場合には、その設立時における財産目録又はこれに準ずるもの）

二　法第百二十一条の六第一項の規定による指定後における収支の見込みを記載した書類

2　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第六号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる書類とする。

一　第二百十六条の三第一項第二号の規定によりすべての共済事業実施組合に対して交付し、又は送付した業務規程等

二　すべての共済事業実施組合に対して業務規程等を交付し、又は送付した年月日及び方法を証する書類

三　（略）

3　法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第二項第七号の農林水産省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一～三　（略）

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の三第一項の指定申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

五　役員が法第百二十一条の六第一項第四号ロに該当しない旨の官公署の証明書（役員が日本の国籍を有しない場合には、同号イ及びロに該当しない者であることを当該役員が誓約する書面）

六　（略）

七　紛争解決委員（法第百二十一条の九第一項において準用する保険業法第三百八条の四第一項に規定する紛争解決委員をいう。以下同じ。）の候補者並びに紛争解決等業務（法第百二十一条の六第五項第一号に規定する紛争解決等業務をいう。以下同じ。）に関する知識及び経験を有する役員及び職員（以下この項及び第二百十六条の十五において「役員等」という。）の確保の状況並びに当該役員等の配置の状況を記載した書面

八・九　（略）

（共済事業に関連する事業）

第二百十六条の六　法第百二十一条の六第五項第三号の農林水産省令で定めるものは、次に掲げる事業とする。

一～四　（略）